精華町コミュニティーホール指定管理者の候補者選定概況について

精華町では、光台近隣センターに所在する「精華町コミュニティーホール」について、 指定管理者の公募を行ったところ、4社から応募をいただきました。

ついては、選定委員会を設けて選定作業を行った結果、<u>近鉄ビルサービス株式会社(所</u> <u>在地:大阪市中央区難波2丁目2番3号)</u>を指定管理者の候補者とすることに決定し、 町議会6月定例会に指定議案を提出することとしました。

選定概況については、下記のとおりです。

記

1. 指定管理者の公募を行った施設名等

名称 精華町コミュニティーホール

所在地 京都府相楽郡精華町光台七丁目11番地

2. 指定管理者が行う業務

貸館業務及び施設の維持管理業務、等

3. 指定の期間(予定)

平成18年9月1日から平成23年3月31日まで

4. 公募のスケジュール

告示 平成18年 4月17日 (月)

申請書等の提出期間 平成18年 4月17日 (月) ~ 5月16日 (火)

第1回選定委員会 平成18年 5月18日 (木)

施設の概要、指定管理者制度導入経緯の説明、

選定方法等の検討・協議

第2回選定委員会 平成18年 5月24日 (水)

候補者の選定 (別添「具申書」写しのとおり)

候補者決定平成18年 5月30日(火)選定結果通知平成18年 6月 2日(金)

5. 応募者(五十音順)

①近鉄ビルサービス株式会社

所在地 : 大阪市中央区難波2丁目2番3号

代表者 : 取締役社長 水本 猛

②社団法人 精華町シルバー人材センター

所在地 : 京都府相楽郡精華町光台一丁目4番地2

代表者: 理事長 船越 昇 ③財団法人 精華町都市緑化協会

所在地 : 京都府相楽郡精華町大字北稲八間小字井手ノ元1番地1

代表者 : 理事長 松尾 清敏

④ミディ総合管理株式会社

所在地 : 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号

代表者 : 代表取締役社長 西澤 千秋

6. 選定委員会委員(5名)

委員長青木透(第2号委員)副委員長綿崎健(第2号委員)委員中尾雅(第1号委員)委員中谷雅一(第2号委員)委員吉川久枝(第2号委員)

※「第1号委員」・・・地域を代表する方(光台九丁目自治会長)

※「第2号委員」・・・町の職員

精華町コミュニティーホール指定管理者選定委員会設置要綱第4条第2項の規定による。

7. 審査にあたっての評価項目

- ●総合的な基本方針について
- ●コミュニティーホールの集客力、利用率の向上について
- ●運営組織の構造
- ●その他

以上



精華叮長 木村 要 様

精華町コミュニティーホール 指定管理者選定委員会委員長 青 木



精華町コミュニティーホール指定管理者の候補者の選定について

本委員会は、精華町コミュニティーホール指定管理者選定委員会要綱第3条の規定により、精華町コミュニティーホール指定管理者の候補者選定について慎重な審議を行った結果、下記のとおり具申します。

記

候補者

(応募団体番号:1801)

名 称:近鉄ビルサービス株式会社

代表者:取締役社長 水本 猛

所在地:大阪市中央区難波2丁目2番3号

以上

候 補 者 選 定 概 況

精華町コミュニティーホールの指定管理者の候補者を選定するにあたり、本委員会は、その経過の透明性を確保し、あわせて公正・公平に評価することを重視し、応募要領でも事前に明示していたとおり、各法人による事業計画書及び収支計画書について、審査基準を設け、一律の基準により評価を加えることとした。

町民が利用する多目的施設という本施設の特性から、公募要領において、指定管理者はもっぱら貸館事業に専念し、自ら施設の利用者となることができないという厳しい条件があったため、法人等の応募さえ危惧された状況で、4法人からの応募があったことは誠に喜ばしいことであった。

応募されたいずれの法人にあっても、経営状況を説明する書類において示された財務 諸表等の客観的指標が裏付けるとおり、安定経営の観点において非常に優れており、事 業計画書及び収支計画書の策定には大変苦慮されたと推察されるなかにおいて、それぞ れ創意工夫のある計画書の提出をいただいた。

こうしたことを十分ふまえ、本委員会は、指定管理者制度の趣旨に照らし、サービス の向上と効率化を図りながら、本施設の利用を促進するという目的達成に主眼を置いて、 以下に掲げる審査項目ごとに選定を行った。

まず、第一の審査項目「総合的な基本方針について」では、本施設の設置目的に沿った基本方針が明確に示されているかどうかを主眼に、収支計画書を含めて審査をした結果、4法人中、2法人(1801・1803)の提案において、特に地域住民との連携が強く打ち出されており、さらにそのうちの1法人(1801)については、サービスの向上と効率化を図りながら、施設の積極的な利用促進を図ろうとする基本姿勢が認められた。

第二の審査項目「コミュニティーホールの集客力、利用率の向上について」では、指定管理者が施設の利用を促進するにあたり、本施設が主として周辺地域の住民利用に供する施設であるため、現在の利用者の利用が確保され、かつ非営利団体の利用等の利用割合の確保が想定されているものかどうかを主眼に審査した。

結果、4法人中、3法人(1801・1802・1803)から現在の利用者の利用を確保するよう努める提案があり、そのうち1法人(1801)は、収支計画書からも、営利団体の利用

による安易な利用料の増収は追求せず、現在の利用割合の確保に努めながら利用料の増収を図ろうとする姿勢が認められた。

第三の審査項目「運営組織の構造」では、本施設への指定管理者制度により、サービス向上が図られる具体的内容が含まれているかどうかを審査した結果、4法人中、2法人(1801・1802)からインターネットを活用した仮予約方法という具体的提案があり、そのうち1法人(1801)からは防犯カメラ設置による安全確保提案と合わせて午後10時までの電話対応の提案があった。

第四に「その他」として、特に特筆すべき事項について審査した結果、4法人中、2 法人(1801・1803)は指定管理料の減額を提案しており、そのうち1法人(1801)は利 用促進の結果として、指定管理料の逓減を提案する考え方を明確に示していた。また、 1法人(1802)は、AED(自動体外式除細動器)を設置する提案もあった。

以上、前述した審査項目における選定基準において、総合的に1801が優れており、本施設の管理運営を委ねるに最もふさわしい法人であると認めたものである。

なお、1801から提出された事業計画書に記載されている事項で、その運用の詳細に関し必要な事項は、議会の議決による指定の後、基本協定書等の方法によりその明確化に努めるなど、指定管理者によるサービスの向上と効率化、並びに、施設の利用促進が図られるよう必要な措置を講じるよう努められたい。